

創業・開業チャレンジ応援 事業の手引き

山鹿市役所商工政策課

1. 事業の目的

市内商工団体の支援を受けて新たに創業または開業する方を支援することで、地域経済の活性化及び人口減少対策を図ることを目的としています。

2. 補助対象者

次のすべての要件を満たす者が対象となります。

- ①商工団体の支援を受けて市内で創業・開業する方
- ②交付申請時において営業を開始していない方
- ③中小企業信用保険法第2条第1項第1号又は第2号に規定する業種を主として市内で事業を営む方
- ④山鹿市に住民登録のある個人又は山鹿市に法人届のある法人であること（個人の場合は、実績報告までに条件を満たすこと。）
- ⑤法人の場合、会社法第2条第1号に定める法人であること。
- ⑥営業に許認可が必要な場合、許認可を取得又は実績報告日までに取得すること
- ⑦市町村税の滞納がないこと
- ⑧市内商工団体の支援を受けて、創業支援等事業計画による経営知識の習得や開業計画を作成すること
- ⑨補助事業完了後3年以上継続して営業を行い、併せて商工団体の経営指導を3年間受けること

※ ただし、下記の事業者については対象になりません。

- ①以下に該当する事業をする方
 - (1) 農業及び林業（農業サービス業、園芸サービス業及び林業サービス業を除く。）
 - (2) 金融業及び保険業
 - (3) 医療業のうち、病院、一般診療所、歯科診療所及び助産・看護業
 - (4) 社会保険・社会福祉・介護事業
 - (5) 次に掲げる娯楽業、サービス業等
 - ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第3条第1項の規定による許可（同法第2条第1項第1号から第3号までに係るものを除く。）を要する事業
 - イ 競輪・競馬等の競走場及び競技団
 - ウ 遊戯場及び芸ぎ業
 - エ 場外馬券売場、場外車券売場及び競輪・競馬等予想業
 - オ 興信所（専ら個人の身元、身上、素行、思想等の調査等を行うものに限る。）
 - カ 集金業及び取立業（公共料金又はこれに準ずるものを除く。）
 - キ 易断所、観相業及び相場案内業

ク 宗教

ケ 政治・経済・文化団体

②他の者が行っていた事業を継承して事業を行う者

③市内店舗の移転、又は既存店舗の業態転換により開業する者

④会社法第2条第1号に定める会社以外の法人

特定非営利活動法人、一般社団・財団法人、公益社団・財団法人、学校法人、宗教法人、農事組合法人、農業法人、組合（農業協同組合、生活協同組合、中小企業等協同組合法に基づく組合等）、有限責任事業組合（LLP）等

⑤暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している方

⑥中小小売商業振興法第11条第1項に規定する特定連鎖化事業に加盟している事業所を営む方

⑦公序良俗に反する事業又はサービスの提供を行う方

⑧無店舗販売及び大規模小売店舗立地法の届出が必要な店舗内で営業を行う方

⑨固定資産台帳に登録のない店舗で開業する方

⑩仮設又は臨時の恒常的でない店舗及び他の事業者と同一の事務所等を共有する方

⑪過去に山鹿市創業・開業チャレンジ応援事業の補助金の交付を受けた方

⑫上記のほか市長が適切でない判断する方

3. 補助対象事業等

(1) 補助対象事業

◆ 工事に要する費用

補助対象経費	(1) 改築及び改修工事(新築工事は除く。)に要する費用 (2) 事業所に付帯する電気設備、空気調和設備、換気設備、給排水設備等の工事に要する費用 ※山鹿市内に住所のある個人事業主又は、市内に本店、支店、営業所を有する法人により施工されることが条件です。 ※過去5年間に、山鹿市の補助金の交付を受けて整備した箇所の改修等を行う場合は、対象外です。 ※景観基準対象地域における外観工事は、都市整備課の修景基準を満たす必要があります。
補助率	1 / 2
補助額	(1) 補助基本額：50万円 (2) 補助加算額：以下の条件に該当する場合、補助額を加算 ・過去1年以内に市内に移住した者は30万円を加算（※詳細は次ページ） ・商店街、商工会議所又は商工会に加入した者は20万円を加算

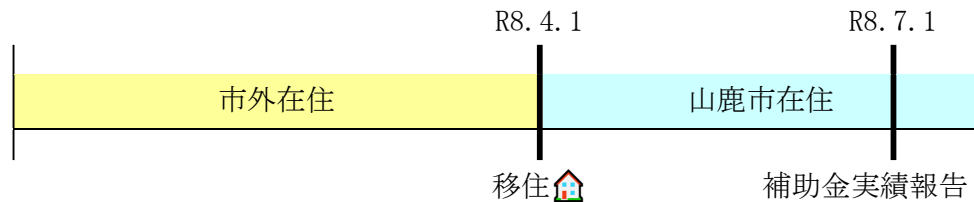
過去1年以内に市内に移住した者とは…

補助金の実績報告時において、1年以内に山鹿市の住民基本台帳に記録された方で、その住民となった日以前2年以上にわたり山鹿市の住民基本台帳に記録されていない方

移住加算例

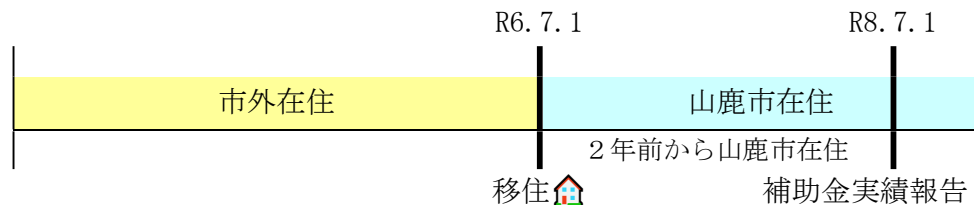
《例1》過去に山鹿市に住んだことがない人が山鹿市に移住した場合①

移住者加算…該当



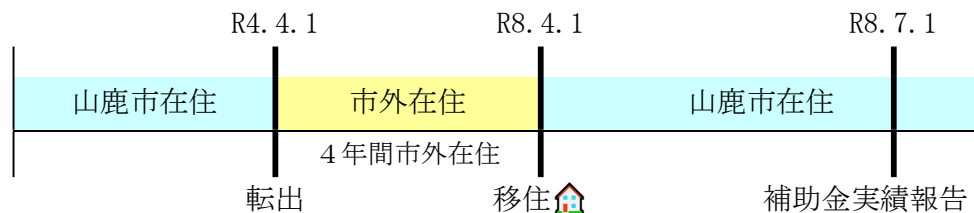
《例2》過去に山鹿市に住んだことがない人が山鹿市に移住した場合②

移住者加算…非該当（移住した日から1年以上経過しているため）



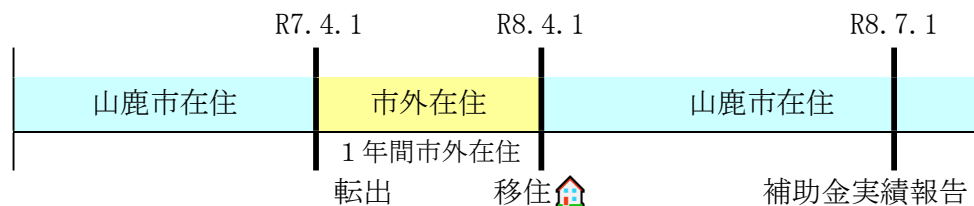
《例3》過去に山鹿市に住んだことがある人が山鹿市に移住した場合①

移住者加算…該当



《例4》過去に山鹿市に住んだことがある人が山鹿市に移住した場合②

移住者加算…非該当（移住する2年前に山鹿市に住んでいたため）



補助額算定例

《例1》移住者・商店街等加入者に該当する場合【補助対象経費250万円】

・補助上限額：100万円

(基本額50万円+移住者加算30万円+商店街加入者加算20万円)

→250万円×1/2=125万円 >補助上限額100万円

補助額：100万円

《例2》移住者・商店街加入者等に該当しない場合【補助対象経費60万円】

・補助上限額：50万円(基本額50万円)

→60万円×1/2=30万円 <補助上限額50万円

補助額：30万円

《例3》移住者に該当し、商店街等加入者に該当しない場合【補助対象経費200万円】

・補助上限額：80万円(基本額50万円+移住者加算30万円)

→200万円×1/2=100万円 >補助上限額80万円

補助額：80万円

◆ 賃借に要する費用

補助対象経費	借家料(共益費、管理費、駐車場代、敷金、礼金、保証料等は対象外)
補助率	1/2
補助額	(1)補助基本額：月額3万円 (2)補助加算額：以下の条件に該当する場合、補助額を加算 ・過去1年以内に市内に移住した者(※)は月額5千円を加算 ※「移住者」の考え方は、前記「工事に要する費用」に記載の条件をご参照ください。 ・商店街、商工会議所又は商工会に加入した者は月額5千円を加算
補助対象期間	交付の決定を初めて受けた日の属する月から3年以内

◆ 創業・開業融資に係る支払利子

補助対象経費	創業・開業のために借入れる資金に係る利子(延滞利子を除く。) 補助対象となる融資は、次に掲げるものとする。 (1) 日本政策金融公庫(株式会社日本政策金融公庫法第1条に規定する株式会社日本政策金融公庫をいう。)が行う創業関連の融資制度 (2) その他新たな創業・開業を対象とした融資制度で市長が必要と認めるもの
補助率	10/10
限度額	補助上限額：年額10万円 ※補助金の交付対象となる借入れ額：500万円以下
補助対象期間	融資が実行された日から3年以内

※利子補給金の額の算定は、毎年1月1日から12月31日までの1年間を単位として行います。

- ・上記の補助対象事業のうち、工事に要する費用と賃借に要する費用については、いずれか一方のみ申請することができます。
- ・補助金額に千円未満の端数が生じた場合は切り捨てとします。
- ・他の制度による補助金等の交付を受けるときは、当該他の制度において補助対象とされる同一区分の補助対象事業と重複するものは、申請できません。
- ・補助対象となる経費は、次に掲げる条件をすべて満たすことが条件です。
 - ①使用目的が補助対象事業の実施に必要なものと明確に特定できる経費
 - ②交付決定日以降に発生して補助対象期間内に支払いが完了した経費
 - ③領収書または金融機関の振込証書により支払金額等が確認できる経費

※補助対象外となる経費等

- ・クレジットカード、電子マネー、手形、小切手、仮想通貨、ポイント等、金券、相殺により支払った経費
- ・自社内部及び資本関係にあるもの、3親等以内の親族等、補助事業者と密接な関係を有するものとの取引・発注にかかる経費
- ・事業所兼住宅の住宅部分にかかる経費
- ・過去5年以内に市の補助金等の交付を受けて整備した箇所の改修等を行うもの

(2) 補助対象事業の例

◆ 工事に要する費用（事務所・店舗部分に限る。）

番号	内 容	備 考
1	外壁の塗り直し・張替等	景観基準の対象地域は、その基準に従うこと
2	日よけの設置や修復	
3	床材、内壁、天井の張替え、内装の塗装	
4	襖、障子、網戸、畳の張替え	
5	扉、窓ガラス、サッシの交換	
6	看板や入口照明、提灯等の設置	
7	給排水設備に関するもの	
8	電気・ガス・給湯設備に関するもの	建物に固定されるもののみ
9	エアコン、換気扇等空調設備に関するもの	

※店舗兼住宅の場合、壁等の間仕切りで物理的に住宅部分と明確に区分されている場合のみ店舗部分が補助対象となります。

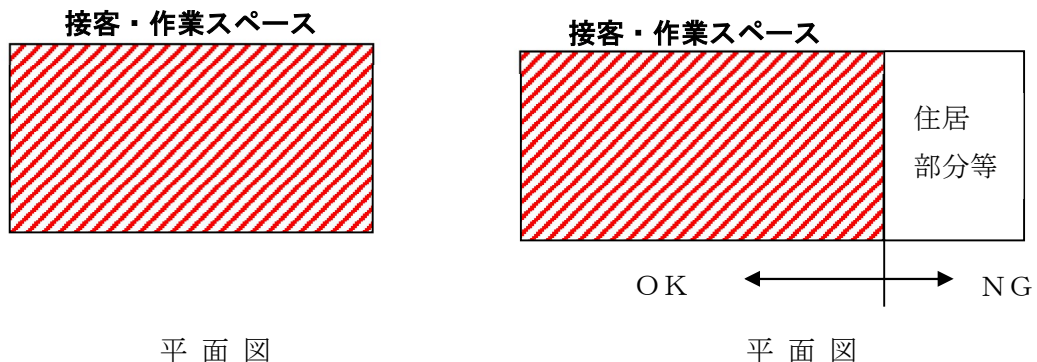
※補助対象外の工事

- ① 交付決定を受ける前に事業着手した工事
- ② 駐車場、休憩室、車庫、物置、倉庫等の工事
- ③ 工事にかかる設計費用や土地取得費
- ④ 店舗兼住宅の住宅部分にかかる工事
- ⑤ アパート等の共用住宅の工事
- ⑥ 植樹・剪定などの植栽に関する工事
- ⑦ 太陽光発電設備等、再生可能エネルギーの設備に関する工事
- ⑧ 外構工事及び屋外設備の設置工事
- ⑨ 防犯用のカメラの設置工事
- ⑩ 清掃、シロアリ駆除、その他防虫や消毒等の薬剤散布・消臭・塗布・抗菌処理等
- ⑪ 浄化槽の設置・修繕、井戸の掘削、店舗外の上下水道等の接続工事

補助対象範囲

①建物内部（内装工事、設備工事等）

- ・専用で用いる接客および作業スペースが補助対象となります。住居や休憩室、車庫、物置等は補助対象外です。



赤の斜線部分については、補助対象となる。

②建物外部（外観工事）

- ・事業所部分にかかる外壁等が対象となります。駐車場、倉庫等は対象外です。
- ・景観基準の対象地域における外観工事は、外観修景基準を満たすことが条件となるため都市整備課に事前協議が必要です。（都市整備課：43-1591）

財産処分等の制限

補助対象工事が完了後、3年以内に次の行為を行う場合は市長の承認が必要です。必ず山鹿商工会議所又は山鹿市商工会に相談してください。

- ・建築物の売却、譲渡、交換、貸与、解体等

◆ 賃借に要する費用

- ・事務所・店舗・工場の賃借料（上限36か月分）が補助対象です。
- ・事業用として申請者自らが契約し、使用权を有する必要があります。
- ・交付決定日より前の契約であっても、交付決定日以後に支払った賃借料は補助対象とします。

※補助対象外の経費・契約・事業等

- ・共益費、管理費、駐車場代、敷金礼金、保証料、光熱水費、振込手数料、仲介手数料等
- ・事業用の契約ではないもの
- ・貸主が申請者本人及び3親等以内の親族、関係会社、申請者及び関係会社等の役員・従業員との契約

- ・ 賃借期間が1年未満及び間借り、又貸しの契約
- ・ 大規模小売店舗立地法の届出が必要な店舗及び同施設内におけるテナント契約
- ・ 申請者以外の者と事業所を共有する事業
- ・ 事業所の全部または一部を転貸して収益をあげる事業

◆ **創業・開業融資に係る支払利子**

- ・ 上限36回分の支払利子が補助対象です。
- ・ 借入額が500万円を超える場合も申請できます。その際は所定の計算式に基づき補助金額を算定します。

※**補助対象外の経費等**

- ・ 延滞利子
- ・ 既往融資の借り換えを含む融資に係る利子

(3) 補助金の交付決定の取り消し等

次の行為に該当する場合、補助金の取り消し及び返還を命ずる場合があります。必ず商工団体に相談してください。

- ・ 正当な理由がなく、補助対象工事を遅延し、または中止したとき
- ・ 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき
- ・ 移住者加算の交付を受けたものが補助金交付申請から2年以内に転出するとき
- ・ 3年以内に事業を中止するとき

4. 交付申請

事前に山鹿商工会議所又は山鹿市商工会で創業・開業の相談を行い、創業計画や開業計画書作成の支援を受けてください。(土日祝日を除き、午前9時から午後4時まで)

支援終了後、山鹿商工会議所又は山鹿市商工会に必要な書類を提出してください。

※予算状況により、受付を終了する場合があります。

◆ 共通

番号	必要書類	確認
1	補助金交付申請書(様式第1号)	
2	事業計画書	
3	市町村税の未納がない旨の証明書	
4	商工団体の支援を受けた証明書及び開業計画書	
5	住民票の写し(個人事業主の場合)又は法人登記事項証明書の写し(法人の場合)	
6	誓約書	
7	創業日又は開業日がわかる書類(個人事業の開業届や法人等の設立届出等の写しなど)	

◆ 工事に要する費用

番号	必要書類	確認
1	収支予算書	
2	補助対象経費にかかる見積書の写し	
3	補助対象経費の内容が確認できる書類(工程表、図面、物件や施工個所の写真、カタログ、事業所等の賃貸借契約書の写し等)	
4	事業所等の所有権その他事業所等の使用に必要な権限の証明書類	
5	事業所等所有者の同意書(補助対象者が事業所等の所有者でない場合であって、工事等を行うときに限る。)	
6	商店街、商工会議所又は商工会の会員である証明(商店街、商工会議所又は商工会加入の場合に限る。)	

※店舗の所有権その他権限を証明する書類は下記を参考に提出してください。

①所有者：固定資産税納税通知書の写しや固定資産税名寄帳の写しなど

②賃借者：賃貸借契約書の写しと店舗所有者の同意書

※外観工事や看板設置の場合、景観基準に該当する地域であるか、事前に都市整備課にご確認ください。

※見積書の作成について

- ①原則として一式表示は不可とします。(例) 工事1式 ○○万円
- ②設備や機械については型番も記載してください。
- ③見積書は施工業者の押印があるものに限ります。

※工事の写真は、工事前後の比較ができるように同一方向から同じサイズで撮影してください。

◆ 貸借に要する費用

番号	必要書類	確認
1	収支予算書	
2	事業所等の賃貸借契約書の写し	
3	商店街、商工会議所又は商工会の会員である証明（商店街、商工会議所又は商工会加入の場合に限る。）	
4	事業所等の外観及び内観の写真	

◆ 創業・開業融資に係る支払利子

番号	必要書類	確認
1	創業・開業融資に係る金銭消費貸借契約書等借入れを証する書類	
2	貸付金償還予定表等の写し	

5. 審査

審査は原則として申請書類に基づいて行いますが、必要に応じて追加資料を求める場合があります。

審査は以下の審査基準に基づいて評価を行います。ただし、審査基準（1）を満たしていない場合は、採択いたしません。

審査基準

（1）適合性

- ・応募資格を満たしているか。
- ・申請内容が本事業の目的と合致しているか。
- ・対象経費が事業内容に応じた適切なものとなっているか。

（2）将来性や継続性

- ・本事業において取り組む内容が、事業実施に有効であるか。
- ・創業計画や開業計画との整合性があるか。

（3）計画性

- ・取組内容やスケジュール等が明確に示されており現実的か。
- ・事業を実施するための資金計画が明確に示されているか。
- ・必要な経費が過不足なく考慮され、適正な積算か。

6. 交付決定

申請受付後、審査を行い通知書により結果を通知します。交付決定までおおよそ1か月の期間が必要となります。

※決定通知を受けるまでは、工事契約や工事着手をしてはいけません。

決定通知日前の着工は補助対象外となりますのでご注意ください。

※計画を変更する場合は、事前に商工団体にご相談ください。

交付決定の流れ

創業・開業の
相談・計画作成

山鹿商工会議所又は山鹿市商工会に事前相談を行い、支援を受けて創業支援や開業計画を作成してください。



交付申請

交付申請に必要な書類をすべてそろえ、山鹿商工会議所又は山鹿市商工会に提出してください。



申請書類確認

商工団体で申請書類の確認を行います。



審査

市で申請内容の審査を行います。
疑問点等がありましたら、ご連絡をしますので対応をお願いいたします。



交付決定

審査を踏まえて交付決定を行います。

決定通知後、事業内容等の変更がある場合は、変更申請を行ってください。

7. 実績報告

(1) 提出期日

事業	提出期日
工事に要する費用	事業完了後30日以内または3月25日まで
賃借に要する費用	3月25日まで
創業・開業融資に係る支払利子	2月末まで

(2) 提出書類

各期日までに下表の書類をそろえて、山鹿商工会議所又は山鹿市商工会に提出してください。

※必要に応じて下表以外にも提出書類を求めることがあります。

◆ 共通

番号	必要な書類	確認
1	補助金実績報告書（様式第2号）	
2	創業日又は開業日がわかる書類 ※交付申請時に未提出の場合に限る。	
3	資格や営業許可等の写し（許認可等を要する業種の場合に限る。）	
4	住民票の写し ※交付申請時に未提出の個人事業主の場合に限る。	

◆ 工事に要する費用

番号	必要な書類	確認
1	収支決算書	
2	補助対象経費の支払を証明する書類（数量・金額等の明細がわかる 領収書・明細書・請求書等の書類） ※工事や委託の場合は契約書の写し	
3	工事完了及び設備等の設置状況がわかる写真	

※必要に応じて現地確認を行います。

※工事箇所の写真は、工事前後の比較ができるように同一方向から同じサイズで撮影し、上下に並べて提出してください。

※工事中の全景、設備等設置中の写真も添付してください。

◆ 貸借に要する費用

番号	必要な書類	確認
1	収支報告書	
2	補助対象経費の支払を証明する書類	
3	営業日数が確認できる書類	

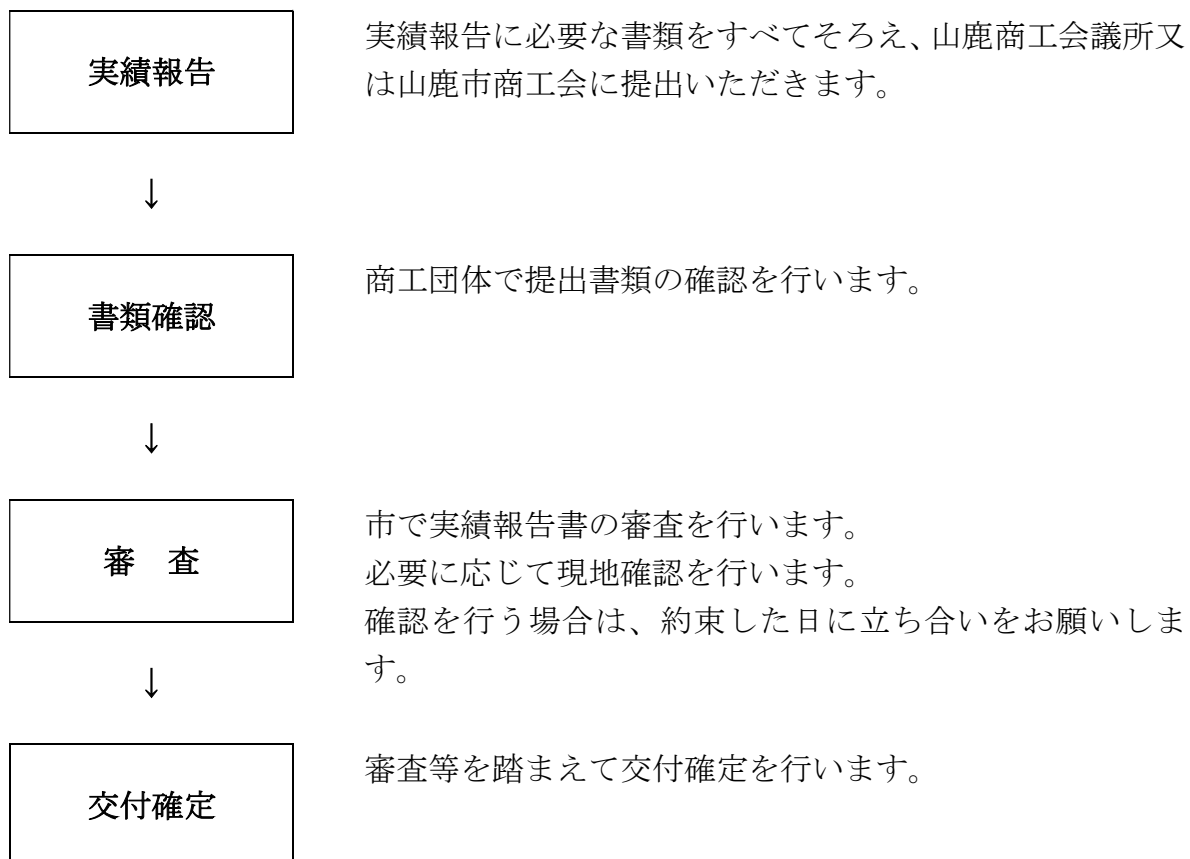
◆ 創業・開業融資に係る支払利子

番号	必要な書類	確認
1	創業・開業融資に係る利子受入実績証明書	

8. 交付確定

実績報告書の内容を市で審査し、問題がなければ額を確定して結果を通知します。審査にあたっては、必要に応じ完了検査を行う場合があります。交付確定まで2週間程度の期間が必要となります。

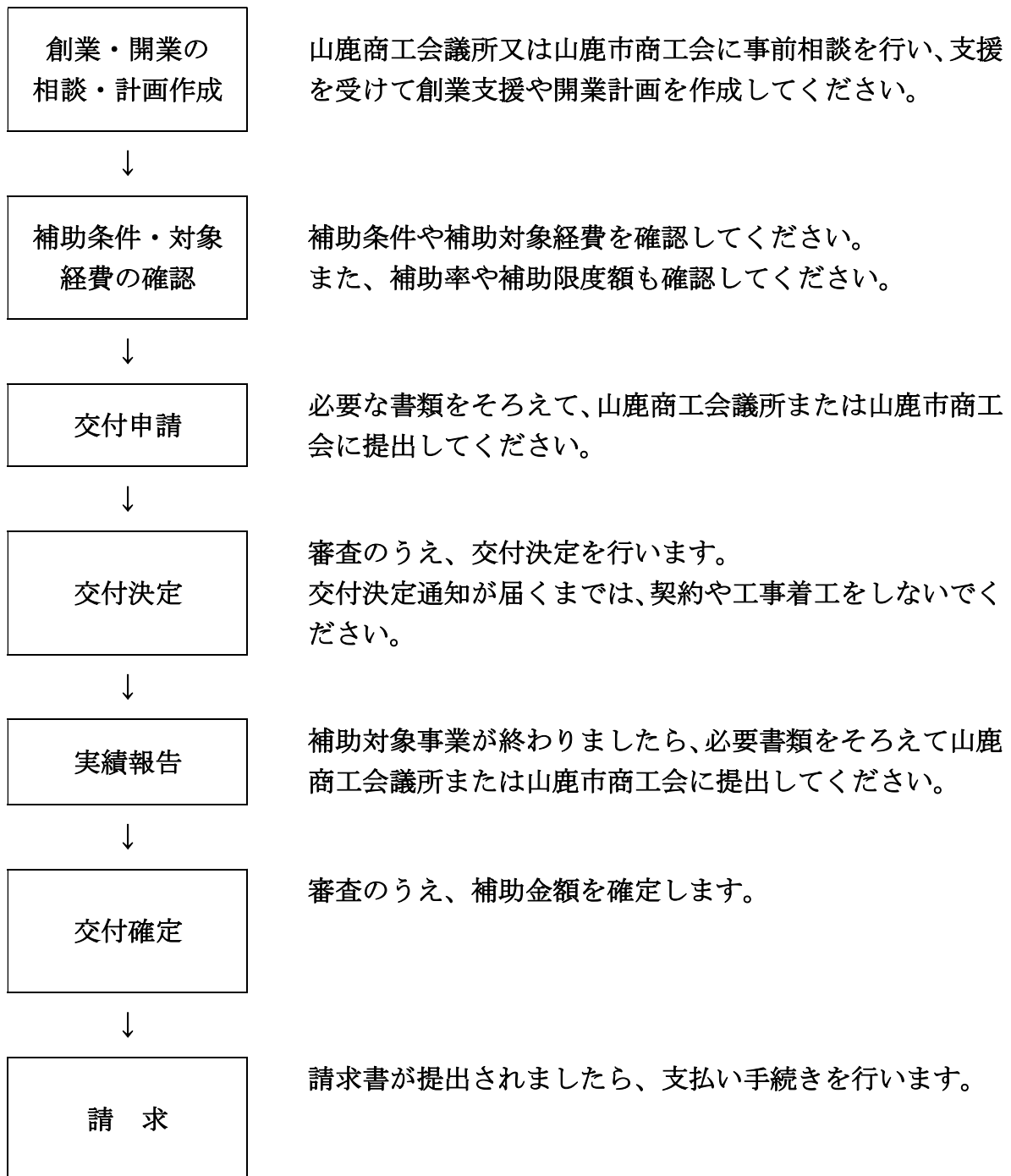
交付確定の流れ



9. 請求

補助金の確定通知を受けた後、補助金交付請求書を提出してください。
提出いただいた後、1～2週間ほどで請求書記載の口座に補助金を振り込みます。
振込口座は申請者の口座とします。

10. 事業の流れ



11. お問い合わせ先

山鹿商工会議所 0968-43-4111

山鹿市商工会 0968-46-2141

山鹿市商工政策課 0968-41-5698